


東京神学大学学長 芳賀 力殿
東京神学大学 理事長 近藤勝彦殿

2022 年 2 月 7 日

2021 年 12 月 17 日付けの「回答書」への質問

信徒代表者

1. 松原和仁（富山鹿島町教会長老）
2. 梶原友広（石巻山代町教会長老）
3. 雲野士朗（栗平教会長老）

主の御名を讃美いたします。

先般 12 月 17 日付の貴殿からの回答を受け取りました。その回答で第 3 号基本金の現状保有内訳について説明いただきましたが、そのうちの 2 つの仕組債についての説明は理解できません。コピーをいただいた SMBC・日興証券の提案書や円貨建仕組債概要の資料を読みましても、その内容がはっきりしません。世間、常識的に、金融商品購入の際、その内容を理解し、納得して購入することが鉄則です。ましてや仕組債購入にあたっては、その仕組みを十分理解することは諸教会からの献金を原資とする基金を運用する責任者にとっては必須のことです。なぜなら仕組債はリスクが高いからです。過去多くの大学から仕組債運用によって大きな損失が出たことが報告されています。2013 年には宗教法人高野山真言宗が 6 億円の損失を蒙ったとのこと。重ねて言いますが、信徒にとって神さまにおささげする献金が高リスクの高い債券購入に使われていることは驚きです。2021 年 9 月 2 日の面会時に、芳賀力学長は「果実を生ませる責任がある」と言われましたが、そのような手段を選ばずの経営の観点だけで方針を決めることは、神さまの御心になっていないのでしょうか。

第 3 号基金の適正な運用のため、以下の質問にお答えくださいますよう、お願いいたします。

- (1) ドイツ銀行仕組債 290,000,000 円とドイツ銀行仕組債 240,000,000 円の購入時に証券会社と交わされた購入申込書及び、商品内容重要事項説明書（東神大の承認押印付き）のコピーの提出を求めます。
- (2) 前回提出していただいた「東神大資産運用規定」の第 2 条に「資金運用は、安全性を第一とし、元本返還の確実な方法によるものとする」とあります。ここには購入にあたっての優先すべき大原則が明記されています。芳賀学長は学報 No.313 号の「資産管理についての説明」において、「金融債の場合には信頼ある格付け機関のいずれかにより A 格以上の格付けを得ている銘柄」と記していますが、第 2 条の運用原則を見失っています。したがって仕組債購入は「資産運用規定」に抵触しています。この点をどのようにお考えでしょうか。

- (3) 上記「資産運用規定」の第3条に、「運用責任者は学長理事とする」とあります。規定全10条の中の第3条に責任者を明記した趣旨は、その重みと重大性を表すと考えます。学長はこの運用規定を順守しなかった責任をどのようにお考えですか。ご回答をお願いします。
- (4) ハラスメント関連訴訟のうちの一つ、元学生渡邊憲英さんの件につき、東京地方裁判所は2021年12月22日判決言渡して、プライバシー侵害による民法412条による不法行為責任を認定し、芳賀学長個人に対して損害賠償を命じました。被告の法に違反したハラスメント行為です。この判決は、たとえ被告が控訴して結果が異なろうとも、東京地方裁判所が下した判断として判決集の中に入れられ歴史に残るものとなるのです。この判決結果につき、芳賀学長はどのようにお考えかお答えください。
- (5) 第3号基金の減少かつ損害発生、内規「資産運用規定」の抵触、東京地裁の不法行為認定判決、継続中のパワハラ訴訟、東神大入学者定員割れ、財政の逼迫など、一連の不祥事と諸問題を通して、信徒の間では東神大に対する不信感が広がってきています。人間の救いと世の真理をもたらして下さる神さまに仕えるべき東神大の建学精神とガバナンスが崩壊してきています。その責任者は明らかに学長にあります。これらの点に対し、どのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

以上の質問に2週間以内にお答えくださるよう、お願いいたします。

送付先：  梶原友広宛